

奥尻町強靱化計画

平成30年10月

【目 次】

第1章	はじめに	
1	国土強靱化の背景	1
2	強靱化の基本的な考え方	1
3	取組を推進するための方針	2
第2章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	3
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	3
3	評価の実施手順	4
4	評価結果	4
第3章	奥尻町強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	5
2	施策推進の指標となる目標値の設定	5
	【奥尻町強靱化のための施策プログラム一覧】	6
第4章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	20
2	計画の推進方法	20
【別表】	奥尻町強靱化に関する脆弱性評価	21
	奥尻町「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表	33

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が平成27年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

このようなことから、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

よって、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「奥尻町強靱化計画」を策定する。

2 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第5期奥尻町発展計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

＜本町強靱化の目標＞

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 取組を推進するための方針

奥尻町強靱化計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じ事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

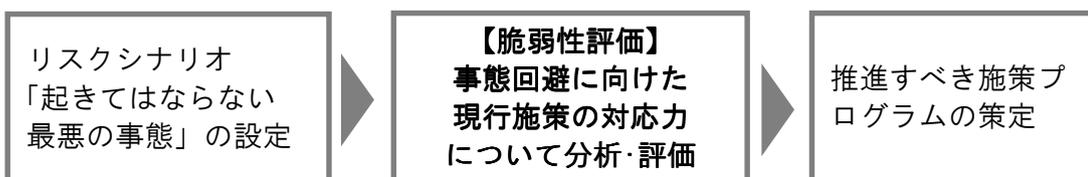
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本町としても、本計画に掲げる奥尻町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに檜山管内各町と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

以上のことから、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーとし、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「奥尻町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第3章 奥尻町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「奥尻町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。なお、本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、施策を実施する。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

【奥尻町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関連する分野（第5期奥尻町発展計画における分野）を各施策の末尾に【 】書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 防災体制の拠点としての空港維持管理及び港湾・漁港の有効活用【防災】

（建築物等の老朽化対策）

- 港湾及び各漁港の整備と維持管理【水産業・水産加工業】
- 基盤整備の促進【農林業】
- 観光資源・施設の整備【観光】
- 港湾の維持管理【観光】
- 社会生活全般に必要な電力の供給体制の確立【環境・エネルギー】
- 灯油備蓄施設の有効利用の促進【環境・エネルギー】
- ゴミ処理施設の整備【環境・エネルギー】
- 施設基盤の整備【医療・病院】
- 完結型医療体制の推進【医療・病院】
- 防災体制の拠点としての空港維持管理及び港湾・漁港の有効活用【防災】
(再掲)
- 防災・行政無線の有効活用【防災】
- 時代に対応した公共住宅の維持管理【居住環境】
- 港湾の整備及び維持管理の推進【道路・交通機関】
- 安定した水の供給【上下水道】
- 就学前教育の振興【教育】
- 小・中学校教育の振興【教育】
- 生涯スポーツ振興計画の策定と効率的な実施【教育】
- 庁舎の更新と機能強化【行政・財政】

(避難場所等の指定・整備)

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】
- 就学前教育の振興【教育】(再掲)
- 小・中学校教育の振興【教育】(再掲)
- 生涯スポーツ振興計画の策定と効率的な実施【教育】(再掲)
- 複合型公共施設の積極活用【地域コミュニティ】

(緊急輸送道路等の整備)

- 道道の整備【道路・交通機関】
- 町道の整備【道路・交通機関】

(啓発活動等の取組推進)

- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)
- ICTを利用した情報発信【高度情報化】
- 各分野でのICTの利用促進【高度情報化】
- 多様な方法による行政情報の公開【町民参加のまちづくり】

《指 標》

・ 橋梁長寿命化対象橋梁 11 橋 (H34)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】(再掲)
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

(砂防設備等の整備)

- 林産業の維持【農林業】
- 森林機能の保全【農林業】
- 景観の保全【景観・自然環境保全】
- 自然と調和する開発の推進【景観・自然環境保全】
- 急傾斜地の予防治山と崖崩れや土砂流出など災害跡地復旧対策の体制づくり
【防災】
- 河川の維持管理【防災】
- 地域に根ざした住まいづくりの推進【居住環境】

《指 標》

・間伐面積

75ha (H31)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)
- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】(再掲)

(海岸保全施設等の整備)

- 防災体制の拠点としての空港維持管理及び港湾・漁港の有効活用【防災】(再掲)
- 水門の維持管理と人的被害を防止する体制づくり【防災】
- 海岸保全の充実【防災】
- 河川の維持管理【防災】(再掲)

《指 標》

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】(再掲)
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

(河川改修等の治水対策)

- 急傾斜地の予防治山と崖崩れや砂流出など災害跡地復旧対策の体制づくり【防災】(再掲)
- 水門の維持管理と人的被害を防止する体制づくり【防災】(再掲)
- 河川の維持管理【防災】(再掲)

《指 標》

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における対応の啓発)

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)
- 防災・行政無線の有効活用【防災】(再掲)
- 道道の整備【道路・交通機関】(再掲)
- 町道の整備【道路・交通機関】(再掲)
- ICTを利用した情報発信【高度情報化】(再掲)
- ICTの活用促進【高度情報化】
- 多様な方法による行政情報の公開【町民参加のまちづくり】

(除雪体制の確保)

- 道道の整備【道路・交通機関】(再掲)
- 町道の整備【道路・交通機関】(再掲)

《指 標》

・ 橋梁長寿命化対象橋梁 11 橋 (H34)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)
- 防災・行政無線の有効活用【防災】(再掲)
- ICTを利用した情報発信【高度情報化】(再掲)
- 多様な方法による行政情報の公開【町民参加のまちづくり】(再掲)

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

《指 標》

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関等の情報共有化)

- 防災・行政無線の有効活用【防災】(再掲)

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 高齢者や障害者などが健康で安心して過ごせ、いきがいのもてる地域福祉推進体制の確立【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 防災・行政無線の有効活用【防災】（再掲）
- 国民（町民）保護の推進【防災】
- ICTを利用した情報発信【高度情報化】（再掲）
- ICTの活用促進【高度情報化】（再掲）
- 各分野でのICTの利用促進【高度情報化】（再掲）
- 多様な方法による行政情報の公開【町民参加のまちづくり】（再掲）
- 情報化への対応【行政・財政】

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 既存施設の活用【観光】
- 受け入れ体制の強化を図る【観光】
- 日常的な観光意識の醸成【観光】
- 観光に関わる人材の育成【観光】
- 国際交流に向けた受け入れ体制の整備【国際交流】
- 地域に根付いた医療サービスの展開【医療・病院】
- 高齢者や障害者などが健康で安心して過ごせ、いきがいのもてる地域福祉推進体制の確立【高齢者福祉・障がい者福祉】（再掲）
- 公共施設や、地域環境のバリアフリー化の徹底
【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 障がい者への全般的な援護体制の整備【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 児童・ひとり家庭への援護体制の整備【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 新たなコミュニティ活動の推進【地域コミュニティ】

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 既存施設の活用【観光】（再掲）
- 受け入れ体制の強化を図る【観光】（再掲）
- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）
- 島ならではの離島教育の振興【教育】

《指 標》

・ 防災無線普及率 100% (H31)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 基盤整備の促進【農林業】（再掲）
- 安定した水の供給【上下水道】（再掲）

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 販売流通対策の推進【水産業・水産加工業】
- 完結型医療体制の推進【医療・病院】
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（非常用物資の備蓄促進）

- 雇用の場の創出【新たな産業・雇用】

《指 標》

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）
- 救急体制の充実【消防・救急】
- 消防体制の充実【消防・救急】
- 水難救難所体制の充実【消防・救急】

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災・行政無線の有効活用【防災】（再掲）
- 消防体制の充実【消防・救急】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

《指 標》

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 施設基盤の整備【医療・病院】(再掲)
- 完結型医療体制の推進【医療・病院】(再掲)
- 質の高い人材の育成【医療・病院】
- 医療・保健・福祉・教育行政の連携の推進と町民の積極的参加【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 健康づくりの推進と支援【保健・健康づくり】
- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】(再掲)
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

(災害時における福祉的支援)

- 高齢者の福祉の充実【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 高齢者や障害者などが健康で安心して過ごせ、いきがいのもてる地域福祉推進体制の確立【高齢者福祉・障がい者福祉】(再掲)
- 人材の確保と育成【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 公共施設や、地球環境のバリアフリー化の徹底【高齢者福祉・障がい者福祉】(再掲)
- 障がい者への全般的な援護体制の整備【高齢者福祉・障がい者福祉】(再掲)

(防疫対策)

- 健康増進に必要な情報の収集・提供【保健・健康づくり】
- 健康づくりの推進と支援【保健・健康づくり】(再掲)

《指 標》

- | | |
|-----------|------|
| ・ 医療従事者 | 5人確保 |
| ・ 介護、福祉人材 | 5人確保 |

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 防災意識の啓蒙のための防災訓練の実施【防災】(再掲)
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

- 防災・行政無線の有効活用【防災】（再掲）

（行政の業務継続体制の整備）

- 機能的・能率的な行政組織の編成【行政・財政】
- 横断的な業務遂行体制の確立【行政・財政】
- 情報化への対応【行政・財政】（再掲）
- 職員の意識改革【行政・財政】
- 適正な人材育成のための研修の充実【行政・財政】

（広域応援・受援体制の整備）

- 積極的な交流事業の推進【島外との地域間交流】
- 高齢者や障がい者などが健康で安心して過ごせ、いきがいのもてる地域福祉推進体制の確立【高齢者福祉・障がい者福祉】（再掲）
- 救急体制の充実【消防・救急】（再掲）
- 広域行政組合・観光物産公社との連携活動の強化【行政・財政】
- 対岸市町村との連携体制の強化【行政・財政】

《指 標》

- | | |
|-------------|--------|
| ・ 階層別人材育成研修 | 年間 3 回 |
| ・ 分野別能力向上研修 | 年間 5 回 |

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大等）

- 基盤整備の促進【農林業】（再掲）
- 林産業の維持【農林業】（再掲）
- 産業創出や起業・創業の支援【新たな産業・雇用】
- 新たな産業の創出【新たな産業・雇用】
- 産業交流の推進を図る【産業交流】
- 温泉の有効利用の促進【環境・エネルギー】
- 「奥尻町地域新エネルギービジョン」の活用【環境・エネルギー】

（電力基盤等の整備）

- 社会生活全般に必要な電力の供給体制の確立【環境・エネルギー】（再掲）
- 安定した電源開発の推進【環境・エネルギー】

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（石油燃料供給の確保）

- 灯油備蓄施設の有効利用による安定供給体制の確立【環境・エネルギー】

《指 標》

・ペレットストーブの普及 10箇所（H31）

4-2 食料の安定供給の停滞

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（食料生産基盤の整備）

- 資源管理型漁業の推進【水産業・水産加工業】
- 近海資源の増大対策の推進【水産業・水産加工業】
- 水産加工業の振興と担い手の育成【水産業・水産加工業】
- 漁業者の高齢化に伴う就労環境の改善【水産業・水産加工業】
- 港湾及び各漁港の整備と維持管理【水産業・水産加工業】（再掲）
- 町と関係機関・団体との連携の推進【水産業・水産加工業】
- 基盤整備の促進【農林業】（再掲）
- 経営面の支援【農林業】
- 多様な担い手の育成の促進【農林業】
- 雇用の場の創出【新たな産業・雇用】（再掲）

（食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

- 販売流通対策の推進【水産業・水産加工業】（再掲）
- 水産物の島内消費率の向上【水産業・水産加工業】
- 新規作物の導入と研究【農林業】
- 農畜作物の島内消費率の向上【農林業】
- 販売流通対策の推進【農林業】（再掲）
- 商店街及び商店の活性化【商業・鉱業・工業】
- 新しい商品の開発【商業・鉱業・工業】
- 地場産品愛用運動の推進【商業・業・工業】
- 離島価格の是正【商業・鉱業・工業】
- 観光地としての魅力を高める【観光】
- 産業交流の推進を図る【産業交流】（再掲）

- 各分野でのICTの利用促進【高度情報化】（再掲）

《指 標》

・ 酒米作付面積	2ha (H31)
・ ぶどう収穫量	100t (H31)
・ 農林水産加工品開発数	10品目 (H31)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（水道施設等の防災対策）

- 安定した水の供給【上下水道】（再掲）

（下水道施設等の防災対策）

- 計画的な下水道の整備推進【上下水道】
- 下水道未整備地区へのトイレの水洗化及び汚水処理の推進、合併処理槽の推進【上下水道】
- 施設の整備【上下水道】

《指 標》

・ 簡易水道区域拡張に伴う水道施設整備	100% (H34)
---------------------	------------

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- 海岸保全の充実【防災】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（交通ネットワークの整備）

- 道道の整備【道路・交通機関】（再掲）
- 町道の整備【道路・交通機関】（再掲）
- 維持管理設備の充実【道路・交通機関】
- バス路線の整備【道路・交通機関】

(道路施設の防災対策等)

- 道道の整備【道路・交通機関】(再掲)
- 町道の整備【道路・交通機関】(再掲)

(空港等の機能強化)

- 港湾及び各漁港の整備と維持管理課【水産業・水産加工業】(再掲)
- 奥尻空港の活用【観光】
- 港湾の維持管理【観光】(再掲)
- 防災体制の拠点としての空港維持管理及び港湾・漁港の有効活用【防災】(再掲)
- 海岸保全の充実【防災】(再掲)
- 港湾の整備及び維持管理の推進【道路・交通機関】(再掲)
- 海上航路の整備【道路・交通機関】
- 空港の計画的な活用の推進【道路・交通機関】
- 航空路の整備【道路・交通機関】

《指 標》

・ 橋梁長寿命化対象橋梁 11 橋 (H34)

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 水産加工業の振興と担い手育成【水産業・水産加工業】(再掲)
- 土地の有効利用【土地利用】

(企業の業務継続体制の強化)

- 商工会組織の機能強化の推進【商業・鉱業・工業】
- 後継者の育成支援【商業・鉱業・工業】
- 足腰の強い工業の創造【商業・鉱業・工業】
- 多様な人材の育成【商業・鉱業・工業】

《指 標》

・ 誘致企業数 5 社 (H31)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

- 販路流通対策の推進【水産業・水産加工業】（再掲）
- 水産物の島内消費率の向上【水産・水産加工業】（再掲）
- 農畜産物の島内消費率の向上【農林業】（再掲）
- 森林機能の保全【農林業】（再掲）
- 商店街及び商店の活性化【商業・鉱業・鉱業】（再掲）
- 地場産品愛用運動の推進【商業・鉱業・工業】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（港湾等の機能強化）

- 港湾及び各漁港の整備と維持管理【水産業・水産加工業】（再掲）
- 奥尻空港の活用【観光】（再掲）
- 港湾の維持管理【観光】（再掲）
- 防災体制の拠点としての空港維持管理及び港湾・漁港の有効活用【防災】（再掲）
- 海岸保全の充実【防災】（再掲）
- 港湾の整備及び維持管理の推進【道路・交通機関】（再掲）
- 海上航路の整備【道路・交通機関】（再掲）

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 林産業基盤整備【農林業】
- 鉱業施設改善の促進【商業・鉱業・工業】
- 道道の整備【道路・交通機関】（再掲）
- 町道の整備【道路・交通機関】（再掲）
- 維持管理設備の充実【道路・交通機関】（再掲）

《指 標》

・ 橋梁長寿命化対象橋梁

11 橋 (H34)

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 全般的な土地利用区分の見直し【土地利用】
- 土地の有効利用【土地利用】（再掲）
- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（森林の整備・保全）

- 林産業の維持【農林業】（再掲）
- 林産業の基盤整備【農林業】（再掲）
- 森林機能の保全【農林業】（再掲）
- 景観の保全【景観・自然環境保全】（再掲）
- 自然と調和する開発の推進【景観・自然環境保全】（再掲）
- 急傾斜地の予防治山と崖崩れや土砂流出など災害跡地復旧対策の体制づくり【防災】（再掲）

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 基盤整備の促進【農林業】（再掲）

《指 標》

・ 間伐面積

75th (H31)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）

（地籍調査の実施）

- 全般的な土地利用区分の見直し【土地利用】（再掲）

《指 標》

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】（再掲）
- 多様なまちづくり参加と自治活動の活性化【町民参加のまちづくり】
- 多様な世代の町民意見の把握する機会の創出【町民参加のまちづくり】

(災害対策に不可欠な建設業との連携)

- 地域防災計画の見直し・改定【防災】(再掲)

(行政職員の活用促進)

- 地域活動への職員参加促進【行政・財政】

(人材育成)

- 漁業後継者の育成の推進【水産業・水産加工業】
- 多様な担い手の育成の促進【農林業】(再掲)
- 後継者の育成支援【商業・鉱業・工業】(再掲)
- 雇用の場の創出【新たな産業・雇用】(再掲)
- 産業創出や起業・創業の支援【新たな産業・雇用】(再掲)
- 観光に関わる人材の育成【観光】(再掲)
- 質の高い人材の育成【医療・病院】(再掲)
- 高齢者の生きがいづくり【高齢者福祉・障がい者福祉】
- 人材の確保と育成【高齢者福祉・障がい者福祉】(再掲)
- 障がい者への全般的な援護体制の整備【高齢者福祉・障がい者福祉】(再掲)
- 島ぐるみでの子育て支援サービスの充実【子育て】
- 就学前教育の振興【教育】(再掲)
- 新たなコミュニティ活動の推進【地域コミュニティ】(再掲)
- 人材育成・人的交流の促進【町民参加のまちづくり】
- 職員の意識改革【行政・財政】(再掲)
- 適正な人材育成のための研修の充実【行政・財政】(再掲)

《指 標》

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（2018年から2023年まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 奥尻町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
【評価結果】 (住宅、建築物等の耐震化) ○ 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。 ○ 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。 (建築物等の老朽化対策) ○ 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。 ○ 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。 (避難場所の指定・整備) ○ 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。 ○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても促進する必要がある。 ○ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。 (緊急輸送道路等の整備) ○ 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。 (啓発活動等の取組) ○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 橋梁長寿命化対象橋梁 11 橋 (H34)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
【評価結果】 (警戒避難体制の整備等) ○ 土砂災害警戒区域の指定状況は、全国と比べて遅れており、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、ハザードマップ作成など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。 (砂防設備等の整備、老朽化対策) ○ 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 間伐面積

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 道における津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定に基づき津波ハザードマップを作成する必要がある。また、今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定する必要があるとともに、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画を改訂する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道などと連携して整備を促進する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 道において、海岸保全施設の整備を進めているが、整備率は全国を下回っている状況にあり、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備の一層の促進を要望する必要がある。

【指標（現状値）】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 近年、増加するゲリラ豪雨等の状況から、洪水・内水ハザードマップの作成及び防災訓練等の実施が必要である。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備について、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁長寿命化対象橋梁 11 橋（H34）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話などの整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災無線普及率

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
【評価結果】 （支援物資の供給等に係る連携体制の整備） <ul style="list-style-type: none">○ 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。○ 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。○ 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。○ 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。 （非常用物資の備蓄促進） <ul style="list-style-type: none">○ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。○ 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。
【指標（現状値）】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
【評価結果】 （合同訓練など関係行政機関の連携体制整備） <ul style="list-style-type: none">○ 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 （本道の自衛隊体制の維持・拡充） <ul style="list-style-type: none">○ 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。 （救急活動等に不可欠な資機材の整備） <ul style="list-style-type: none">○ 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。
【指標（現状値）】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時拠点病院の機能強化）

- 災害拠点病院に求められている自家発電設備の整備及び耐震化整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など災害拠点病院の機能を確保するため、未整備病院については、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備、耐震改修など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、52 法人、101 施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 医療従事者
- ・ 介護、福祉人材

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（道及び市町村の災害対策本部機能の強化）

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防衛など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

（IT 部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など取組を計画的に進める必要がある。
- IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（他自治体との広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 階層別人材育成研修
- ・ 分野別能力向上研修

4 ライフラインの確保

<p data-bbox="268 320 616 344">4-1 エネルギー供給の停止</p> <p data-bbox="276 400 384 425">【評価結果】</p> <p data-bbox="276 454 596 479">（再生可能エネルギーの導入拡大）</p> <p data-bbox="268 481 1401 533">○ 北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。</p> <p data-bbox="276 562 448 586">（電力基盤の整備）</p> <p data-bbox="268 589 1401 640">○ 北本連系設備については、現在 60 万 kw から 90 万 kw への容量拡大に向け電力会社の取組が進められているが、その早期実現に加え、国の主導のもとでの新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。</p> <p data-bbox="268 642 1401 694">○ 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。</p> <p data-bbox="276 723 576 748">（多様なエネルギー資源の活用）</p> <p data-bbox="268 750 1302 775">○ 本町におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、熱利用などに向けた取組を促進する必要がある。</p> <p data-bbox="276 804 620 828">（避難所等への石油燃料供給の確保）</p> <p data-bbox="268 831 1401 904">○ 道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p> <p data-bbox="276 965 448 990">【指標（現状値）】</p> <p data-bbox="292 992 520 1016">・ペレットストーブ普及</p>
<p data-bbox="268 1180 616 1205">4-2 食料の安定供給の停滞</p> <p data-bbox="276 1261 384 1285">【評価結果】</p> <p data-bbox="276 1314 491 1339">（食料生産基盤の整備）</p> <p data-bbox="268 1344 1401 1395">○ 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。</p> <p data-bbox="276 1424 491 1449">（農水産業の体質強化）</p> <p data-bbox="268 1451 1401 1527">○ 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。</p> <p data-bbox="276 1556 512 1581">（町産食料品の販路拡大）</p> <p data-bbox="268 1585 1401 1662">○ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。</p> <p data-bbox="276 1691 576 1715">（町産農産物の産地備蓄の推進）</p> <p data-bbox="268 1720 1401 1796">○ 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。</p> <p data-bbox="276 1856 448 1881">【指標（現状値）】</p> <p data-bbox="292 1883 520 1960">・酒米作付面積 ・ぶどう収穫量 ・農林水産加工品開発数</p>

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

簡易水道区域拡張に伴う水道施設整備

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（北海道新幹線の整備）

- 食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

（道路ネットワークの整備）

- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を空港が担うためには、平時より、地方空港の機能向上に向けた施設整備など、空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 大災害に備えた空港の耐震化、液状化対策、老朽化対策については、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【指標（現状値）】

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
【評価結果】 （本社機能や生産拠点等の立地） ○ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。 （企業における業務継続体制の強化） ○ 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。 （被災企業等への金融支援） ○ 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 誘致企業数

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
【評価結果】 （港湾等の機能強化） ○ 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を港湾が担うためには、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進することが必要である。 ○ 大災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。 （陸路における流通拠点の機能強化） ○ 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 橋梁長寿命化対象橋梁

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保安全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 間伐面積

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理）

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

（地籍調査の実施）

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】